

火葬許可証・埋葬許可証の早見表

死亡届から納骨・改葬まで、どの書類をどこに出すか | 登録不要・無料 | 2026年10月4日確認

書類の流れ(死亡届 → 火葬許可 → 火葬 → 納骨 → 改葬)

墓地、埋葬等に関する法律と同法施行規則の条文、市区町村の案内で共通する流れをまとめました。申請書・許可証の名前は市区町村で違います(例:死体火葬許可証・埋火葬許可証・火(埋)葬許可証)。色つきの行は、分骨するときだけの手続きです。

段階	出す書類	出す先	受け取るもの	根拠
1. 死亡届と火葬許可の申請	死亡届(死亡診断書つき)と火葬許可の申請書	死亡届を出す市区町村	火葬許可証	墓理法 第5条・第8条、施行規則 第1条
2. 火葬(死亡後24時間を経過した後)	火葬許可証	火葬場の管理者	—	墓理法 第3条・第14条第3項
3. 火葬のあと	(火葬場が火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名・押印する)	—	火葬済みの記入がされた火葬許可証(納骨まで保管)	墓理法 第16条第2項、施行規則 第8条
4. 納骨(お墓に納める＝埋蔵)	火葬済みの記入がされた火葬許可証	墓地の管理者	—(管理者が5年間保存)	墓理法 第14条第1項・第16条第1項
4. 納骨(納骨堂に納める＝収蔵)	火葬済みの記入がされた火葬許可証	納骨堂の管理者	—(管理者が5年間保存)	墓理法 第14条第2項・第16条第1項
分骨するとき	分骨の証明(火葬・埋蔵・収蔵の事実を証する書類)	分骨を納める墓地・納骨堂の管理者	証明は火葬場、または今の墓地・納骨堂の管理者から受け取る	施行規則 第5条
5. 改葬(お墓の引っ越し)	改葬許可の申請書(今の墓地・納骨堂の管理者の証明つき。使用者以外が申請するときは承諾書も)	遺骨が今ある市区町村	改葬許可証(改葬先の管理者に出す)	墓理法 第5条・第8条・第14条、施行規則 第2条

「埋葬許可証」という呼び方について

- 墓地、埋葬等に関する法律では、「埋葬」は死体を土中に葬ること(土葬)で、「埋葬許可証」は土葬の許可証です(第2条・第8条。神戸市も「土葬の場合は埋葬許可証」と案内)。
- 火葬した遺骨(焼骨)をお墓に納めることは、法律では「焼骨の埋蔵」、納骨堂に納めることは「収蔵」といい、埋蔵・収蔵のときに管理者に出すのは火葬許可証です(第14条第1項・第2項)。
- 火葬許可証は、火葬場が火葬を行った日時を記入し、署名・押印して返します(施行規則 第8条)。納骨で出すのは、火葬済みの記入がされた火葬許可証です。
- 許可証の名前は市区町村で違い、「死体火葬許可証」(広島市)、「埋火葬許可証」(佐世保市・八王子市)、「火(埋)葬許可証」(堺市)などがあります。大村市は、火葬済みの証明がされた火葬許可書を「火葬証明書(埋葬許可書)」と案内しています。
- 「火葬証明書」は、火葬許可証をなくしたときや分骨のときに火葬場が別に交付する書類を指す市区町村もあります(東大阪市・佐世保市)。手元の書類がどれにあたるかは、交付した市区町村や納骨先に確かめてください。

改葬(お墓の引っ越し)のときは

- 改葬は、すでにお墓や納骨堂に納めた遺骨を、ほかのお墓や納骨堂に移すことです(第2条第3項)。火葬後に初めて納骨する場合、分骨、散骨などは改葬にあたらないと八王子市は案内しています。
- 改葬の許可は、遺骨が今ある市区町村に申請します(第5条第2項)。申請書には、今の墓地・納骨堂の管理者が作成した埋蔵・収蔵の証明を付け、墓地の使用者以外が申請するときは使用者の承諾書も付けます(施行規則 第2条第2項)。
- 交付された改葬許可証は、改葬先の墓地・納骨堂の管理者に出します(第14条、広島市)。遺骨を取り出すときに誤って出さないよう注意するよう案内する市区町村があります(鹿児島市)。
- 改葬許可申請書の様式や、ほかに求められる書類は市区町村で違います(施行規則 第2条第2項第3号、鹿児島市)。

出典(2026年10月4日確認)

- L1: 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) <https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC00000000048>
- L2: 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号) <https://laws.e-gov.go.jp/law/323M40000100024>
- G1: 厚生労働省「墓地、埋葬等に関する法律の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130181.html>
- M1: 広島市「墓地への納骨や改葬、分骨の手続き(FAQID-80212・80213)」 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/faq/life/1001689/1002956.html>
- M2: 堺市「納骨や改葬、斎場利用などのよくある質問」 <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/saijo/saijo/noukotu-kaisou.html>
- M3: 佐世保市「火葬証明書・分骨証明書・改葬許可証」 <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/kasou-bunkotu-kaisou.html>
- M4: 鹿児島市「死体火葬申請手続き」 <https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/saien/kurashi/bochi/saijo/shinse.html>
- M5: 鹿児島市「遺骨の移動(改葬)・市営墓地等の返還・分骨」 <https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/saien/kurashi/bochi/kaiso.html>
- M6: 八王子市「改葬許可(一般的な改葬・改葬にあたらな場合の手続きなど)」 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/life/007/kaisoukyoka/p012042.html>
- M7: つくば市「死亡届・火葬許可証」 <https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimbushimimadoguchika/gyomuannai/5/6/1005187.html>
- M8: 神戸市「死亡届」 https://www.city.kobe.lg.jp/a53715/kurashi/registration/koseki/05_shibou.html
- M9: 大村市「火葬証明書(埋葬許可書)をなくしました」 <http://www.city.omura.nagasaki.jp/bika/faq/kurashi/bochi/saijo/006.html>
- M10: 東大阪市「火葬証明書」 <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000006843.html>

火葬許可証・埋葬許可証の早見表

納骨まで保管しておくチェック・分骨・紛失したとき・メモ欄

納骨まで保管しておくチェック

✓	確かめること	根拠
☐	死亡届といっしょに火葬許可を申請し、火葬許可証を受け取った(申請書・許可証の名前は市区町村で違う)	L1(第5条)・M1・M3・M4
☐	火葬の日時・火葬場が決まっているか確かめた(申請書に火葬の場所を書く。決まっていないと交付しない市区町村もある)	L2(第1条)・M7
☐	火葬の当日、火葬許可証を火葬場に出した	L1(第14条第3項)・M1・M4
☐	火葬のあと、火葬を行った日時の記入・署名・押印がされた火葬許可証を受け取った	L1(第16条第2項)・L2(第8条)・M4
☐	受け取った火葬許可証の置き場所を決め、家族に伝えた(骨壺の中や骨壺を納めた箱に入れて渡される場合がある)	M2・M6
☐	分骨する予定があるときは、火葬の際に火葬場に申し出て、分骨の証明を受けた	L2(第5条)・M1
☐	納骨先(墓地・納骨堂)の管理者に、納骨の日に出す書類を確かめた	L1(第14条)・M1・M3
☐	納骨の日に、火葬済みの記入がされた火葬許可証(分骨のときは分骨の証明)を持っていく	L1(第14条)・L2(第5条)・M1・M4
☐	自宅に置いていた遺骨を初めて納骨するときは改葬ではないため、火葬済みの火葬許可証を出す	M6

分骨するときの証明

分骨は、遺骨の一部を分けて、ほかの墓地・納骨堂に納めることです(広島市)。分骨を納めるときは、分骨の証明を、分骨を納める墓地・納骨堂の管理者に出します(施行規則 第5条第2項)。

火葬のときに分骨するなら、火葬の際に火葬場に申し出て、分骨の証明を受けます(施行規則 第5条第3項、広島市)。

すでにお墓や納骨堂に納めた遺骨を分骨するなら、今の墓地・納骨堂の管理者に証明を頼みます(施行規則 第5条第1項、佐世保市・鹿児島市)。

分骨は改葬にあらず、本骨を動かさない限り改葬許可の手続きはいりません(八王子市・広島市)。

火葬許可証をなくしたときの確認先(扱いは市区町村で違います)

☐	まず、骨壺の中や骨壺を納めた箱の中を確かめる 入っている場合があると案内する市区町村がある	M2・M6
☐	火葬した火葬場(または火葬場のある市区町村)に、火葬証明書を出してもらえるか確かめる 火葬証明書で代わりにする・再交付の申請に使う、などの扱いがある	M1・M3・M6・M10
☐	納骨先の墓地・納骨堂の管理者に、火葬証明書だけで納骨できるか確かめる 火葬証明書だけで納骨できる墓地等もある	M2・M3
☐	死亡届を出した(受理した)市区町村に、再交付・再発行ができるか確かめる 再交付する市区町村がある一方、広島市は再交付できないと案内している	M1・M2・M3・M6・M9
☐	死亡届を受理した市区町村が分からないときは、戸籍謄本などで確かめる 八王子市の案内	M6

メモ欄

火葬許可証の保管場所	
死亡届を出した市区町村	
火葬した火葬場	
納骨先(墓地・納骨堂)の名称	
納骨の予定日	
分骨の有無と、分骨を納める先	
確かめたこと・確かめた窓口のメモ	